

新潟薬科大学産官学連携推進センター運営委員会規程

制 定 平成 19 年 3 月 1 日

最新改正 平成 28 年 7 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟薬科大学産官学連携推進センター規則に基づき設ける新潟薬科大学産官学連携推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 新潟薬科大学産官学連携推進センター(以下「産官学連携推進センター」という。)の管理運営に関すること。
- (2) 産官学連携推進センターの予算及び事業計画に関すること。
- (3) 産官学連携推進センターの広報に関すること。
- (4) 外部機関等との共同研究及び受託研究の受入審査に関すること。
- (5) その他産官学連携推進センターの利用に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 産官学連携推進センター長
- (2) 産官学連携推進センター担当教員
- (3) センター長から推薦を受け、各学部の教授会で承認を得た各2名
- (4) 産官学連携推進センター事務長
- (5) その他センター長が特に必要な場合に認めた者

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員交代による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、産官学連携推進センター長をもって充てる。

(委員会)

第6条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 第2条第4号に掲げる事項の審議にあたって、委員が研究担当者になる場合には、当該委員は審議に加わることができない。

3 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、基盤整備課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、行う。

附 則

この規則は、平成 19 年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年4月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年7月1日から施行する。